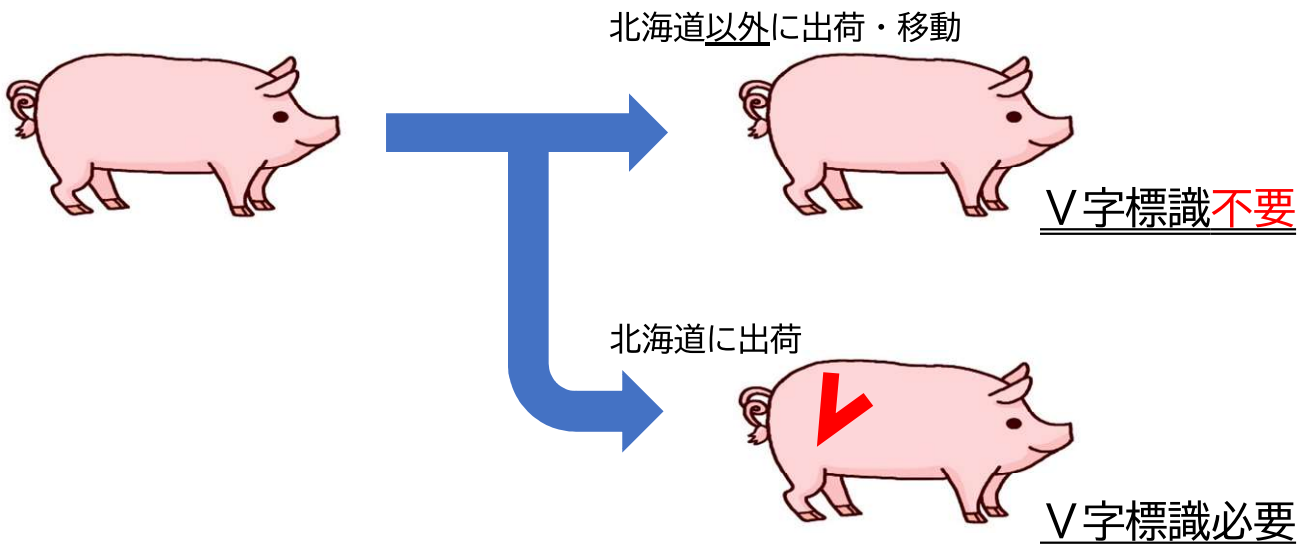


# 家畜衛生だより

## V字標識(豚熱ワクチン接種)の扱いが変わりました！

令和6年3月28日から豚熱ワクチンを接種した豚を移動させる際に義務付けられていた「V字標識が**不要**」になりました。

(ワクチン接種地域でない「北海道のと畜場へ出荷」する場合は必要です。)



- 県内で豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが確認されています！
- 引き続き飼養衛生管理基準の徹底と適正なワクチン接種をお願いします！
  - \* 人・物・車両によるウイルスの持込み
  - \* 野生動物の侵入防止
  - \* 食品残さを飼料とする場合の十分な加熱
  - \* ワクチンの適期接種、接種豚の台帳管理

豚に異常があった場合は、すぐにご連絡ください



埼玉県中央家畜保健衛生所 (さいたま市北区别所町107-1)  
TEL：048-663-3071 (24時間、土日祝日も受付)